

令和3年度鳥取県保育実習等旅費支援事業募集要項

1 目的

本事業は、鳥取県外の保育士養成施設に在学する鳥取県出身学生が、鳥取県内の保育所等において保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う際の旅費を助成する事業です。

保育実習等を通じて、県内の保育所や子どもたちの様子を知っていただき、鳥取県内でのUターン就職を促進することを目的とします。

2 応募資格

鳥取県外の保育士養成施設（※1）に在学し、鳥取県内の保育所等（※2）において保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う鳥取県出身学生を対象とします。

※1 児童福祉法第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

※2 児童福祉法第7条第1項に規定する「児童福祉施設」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち預かり保育事業を常時行う施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」及び子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する「地域型保育」を行う施設

3 助成内容

鳥取県内の保育所等で保育実習や就職体験、ボランティア活動を行う際の旅費について助成します。助成金の額は別表のとおりであり、1人につき1回の助成とします。

4 募集期間

令和3年6月14日から令和4年1月31日までとします（当日消印有効）。なお、募集期間前（令和3年4月1日以降）に行った実習等も対象とします。

応募状況によっては早めに募集を締め切る場合があります。募集状況はホームページでご確認ください。

5 申請方法

助成を希望する方は、保育実習等を行った日から速やかに、次の書類を「8 提出・お問い合わせ先」まで郵送にてご提出ください。

提出期限は、「4 募集期間」に定める令和4年1月31日までとしますので、期限内にご提出ください。

《提出書類》

（1）助成申請書兼請求書（様式）

（2）保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）

6 助成の決定

助成申請書を受理した後、助成の可否について電話にて連絡します。その後、助成が決定した方については助成決定通知をお送りします。助成決定通知の送付後、請求書に記載いただいた振込先に助成金を振り込みます。

7 留意事項

(1) 旅費について

他の補助金の交付を受けている場合や、学生本人ではなく保育士養成施設や保育実習等先施設が旅費を負担している場合には、本助成金の対象とはなりません。

(2) 保育実習等後のアンケートについて

就職状況等を伺うため、簡単なアンケートを行いますので、ご協力ください。

(3) 保育士保育所支援センターの求職登録について

助成が決定した方には求職登録のご案内をさせていただきます。登録者には鳥取県内保育所等の求人情報など、就職に役立つ情報を定期的にお届けします。

8 提出・お問い合わせ先

鳥取県保育士・保育所支援センター（社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

電話 0857-59-6342

ファクシミリ 0857-59-6341

メールアドレス hoikucenter@tottori-wel.or.jp

ホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp>

※上記ホームページより申請様式がダウンロードできます。

別表（助成金額）

保育士養成施設の 所在する都府県		実習先保育所等の所在地		
		県東部地区 (※１)	県中部地区 (※２)	県西部地区 (※３)
中国 地方	島根県	7, 200	5, 400	2, 500
	岡山県	8, 300	9, 600	7, 800
	広島県	13, 300	12, 900	10, 900
	山口県	18, 000	16, 700	15, 100
近畿 地方	兵庫県	10, 500	12, 300	13, 000
	大阪府	11, 200	12, 700	13, 000
	京都府	13, 500	15, 600	17, 600
	滋賀県	13, 900	16, 000	18, 000
	奈良県	12, 900	14, 300	16, 200
	和歌山県	13, 700	15, 200	17, 200
四国 地方	香川県	11, 400	12, 800	10, 800
	徳島県	16, 500	18, 000	15, 900
	愛媛県	21, 800	23, 300	21, 800
	高知県	20, 400	21, 800	20, 000
地東 方海	愛知県	22, 800	23, 900	25, 800
	三重県	20, 100	21, 400	23, 400
関東 地方	東京都	18, 000	19, 360	23, 400
	千葉県	19, 300	20, 660	24, 700
	神奈川県	18, 000	19, 360	24, 300
	埼玉県	18, 800	20, 160	24, 200

※１ 県東部地区は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町。

※２ 県中部地区は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町。

※３ 県西部地区は、米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町。

表に記載のない道府県に所在する保育士養成施設の学生に対する助成額は、以下を上限として、別途算定しますのでお問い合わせください。

○県東部地区：22, 800円

○県中部地区：23, 900円

○県西部地区：25, 800円